「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」に関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明 (注1) にもとづき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

OFATCAの確認手続きとは?

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者(米国市民(米国籍)、米国居住者、米国人所有の 外国事業体 (注2)等)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続き をお願いしております。

- (注2) 「外国事業体」とは米国外の事業体、例えば日本の内国法人をいいます。
- の当社所定の書面により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまより自己申告いただく 方法で確認を行います。
- o お客さまが所定の米国納税義務者に該当する可能性がある場合には、各種証明書類 (注3) をご提示いただきます。
- (注3) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、別途所定の書類をご提出いただきます。

〇報告対象となる米国納税義務者とは?

以下のお客さまが対象となります。

①個人契約の場合

【該当する例(報告対象)】

- ·米国市民(米国籍) ·米国居住者 (注4)
- (注4) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。

滞在日数は、対象年度(*)の滞在日数にその前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。

また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

*対象年度…1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。

②法人契約の場合

【該当する例 (報告対象)】

- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託
- ・米国人所有の外国事業体 (注5)

など

(注5) 米国市民(米国籍)または米国居住者に該当する実質的支配者(個人)が一人以上いる事業体をいいます。

例えば、法人において米国市民(米国籍)または米国居住者に該当する個人が、25% を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

米国人所有の事業体のうち一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

【該当しない例 (報告対象外)】

・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

法人については、上記以外に「米国以外で設立された金融機関」の場合は、米国内国歳入 庁への報告対象となる可能性がありますので、追加の書類をご提出いただきます。 詳しくは、担当者へご確認ください。

OFATCAの確認手続きが必要となる場面は?

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- ○生命保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金の支払等の取引発生時
- ○その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合
- ※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は?

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請にもとづき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

FATCAにもとづき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。